

○山陽小野田市子ども医療費助成規則

平成26年6月6日

規則第35号

改正 平成27年12月28日規則第55号

平成28年3月31日規則第27号

平成28年6月1日規則第40号

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療費の一部を当該子どもの保護者に対し助成することにより、子どもの保健の向上に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この規則において「子ども」とは、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この規則において「対象者」とは、市内に居住地を有する子ども又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とした子ども（国民健康保険法の同規定による対象者は山口県内に居住地を有する者に限る。ただし、同法同規定により転出先の県外市町村において助成を受けることができない場合を除く。）のうち、社会保険各法の規定による被扶養者又は被保険者であって、当該子どもの父母の市町村民税所得割の額（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第1項の規定による額とし、調整控除等の税額控除は考慮しない。）が13万6,700円を超えない者（年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養控除

に関する規定の適用について、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の規定によって計算された市町村民税所得割の額が13万6,700円を超えない場合を含む。）とする。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としな  
いものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯  
に属する者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しく  
は同条第2項の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている  
者であつて、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けること  
ができるもの

(3) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により、他の市町  
村が行う国民健康保険の被保険者とされた者

5 この規則において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、  
疾病又は負傷についての社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養  
費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問介  
護療養費、特別療養費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給をい  
う。

（助成の範囲）

第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による  
医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（そ  
の者が社会保険各法の規定による療養の給付を受けたときは、当該療養の給  
付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する  
額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、  
その満たない額に相当する額が、当該医療に関する給付の額（当該医療に関  
する給付の額は診療報酬請求書又は調剤報酬請求書1通ごとに算定するもの  
とし、社会保険各法で定める入院時食事療養に係る療養を受ける者について  
は、当該入院時食事療養費の支給に関するこれらの法律に規定する食事療養  
標準負担額を除いた額とする。）の10分の2を超過した場合、当該超過し

た額を毎年度予算の範囲内で子ども医療費として対象者の保護者に助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付申請)

第4条 この規則により「子ども医療費の助成を受けようとする者」は、福祉医療費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 「課税及び扶養親族の状況を記載した書類」で市長が必要と認めるもの（子ども医療費の助成を受けようとする者の同意により公簿等で確認できるときは、当該書類の提示等を要しない。）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請に当たって、子ども医療費の助成を受けようとする者は、次に掲げる事項について同意するものとする。

- (1) 市長が福祉医療費受給者証の交付及び更新要件確認のため、「課税状況及び19歳未満の扶養親族の扶養状況」を調査すること。
- (2) 市長が高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、「被保険者の世帯の課税状況」を調査すること。
- (3) 保険者から高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けることができるときは、当該申請及び受領について市長に委任すること。
- (4) 高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けたときは、市が助成した過払い相当額を返還すること。
- (5) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を市長が確認すること。

(受給者証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る子どもが対象者であると認めるときは、申請者に対し、福祉医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証の有効期間は、交付の日(次条に規定する更新があった場合は、その年の8月1日)からその日以後の最初に到来する7月31日までとする。ただし、有効期間内に対象者が満15歳に達する場合は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(受給者証の更新申請)

第6条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。) の保護者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、福祉医療費受給者証(交付・更新)申請書(様式第1号)に、第4条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に受給者証の更新を申請すること(以下「更新申請」という。)ができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、有効期間が満了した日後引き続き対象者であると認めるときは、受給者証を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、公簿等により更新申請に必要な事項を確認することができるときは、更新申請があったものとみなし、当該更新申請に係る手続を省略させることができる。

(助成の方法)

第7条 受給者の保護者は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、福祉医療費交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 社会保険各法の規定による一部負担金を支払ったことを証する資料
- (2) 他の法令等により医療の給付等が受けられる場合において、その給付等に関し費用徴収金が課せられるときは、当該費用徴収金額が確認できる資料
- (3) 高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けたときは、その金額が記載された書類

2 前項に規定する場合において、受給者の保護者は、前項各号に掲げる書類に代えて、療養給付費証明願（様式第4号）を添えて、申請することができる。

3 第1項の規定による申請に当たっては、受給者証を提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、子ども医療費の額を決定し、子ども医療費支給決定通知書（様式第5号）により受給者の保護者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により決定した子ども医療費を速やかに受給者の保護者に支払うものとする。

（現物給付による助成）

第8条 受給者が、社会保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局若しくは指定訪問看護事業者又はその他別に定める病院、診療所若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合においては、前条の規定にかかわらず、市長は、当該医療費に関して受給者の保護者が支払うべき金額を限度として当該保険医療機関等に対し受給者の保護者に代わり医療費を支払うことができる。

2 前項の規定により医療費を支払ったときは、受給者の保護者に対し前条の規定による子ども医療費の助成を行ったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による医療費の支払については、保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法により行うものとする。

（受療の手続）

第9条 受給者の保護者は、前条の規定により医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする保険医療機関等に対し、受給者の属する保険者の発行した被保険者証又は組合の発行した組合員証若しくは加入者証に受給者証を添えて提示しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によりこれを提示することができない者であって、受給者であることが明らかなものについては、この限りでない。

(助成の制限等)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができる。

- (1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであって、受給者が損害賠償を請求することができるとき。
- (2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の保護者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。
- (3) 受給者の保護者が助成の決定に関する書類で市長が必要と認めるものを提出しないとき。
- (4) その他この規則又はこの規則に基づく指示に違反したとき。

(報告等)

第11条 市長は、子ども医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者の保護者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(変更事項等の届出)

第12条 受給者の保護者は、受給者及び保護者が次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に福祉医療費受給者証(返還・変更)届出書(様式第6号。以下「届出書」という。)に変更事項等が確認できる資料を添えて届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 生活保護を受けるようになったとき。
- (3) 市外へ転出するとき。
- (4) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。
- (6) 婚姻又は離婚したとき。
- (7) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (8) 他の法令等により医療の給付等を受けたとき。
- (9) 高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けたとき。
- (10) 税の申告等により所得の増額又は控除の減額があったとき。

(11) 個人番号に変更があったとき。

(第三者の行為による診療)

第13条 受給者の保護者は、助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるときは、速やかに第三者の行為による被害届（様式第7号）及び念書（様式第8号）を市長に届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第14条 受給者の保護者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、市長に福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第9号）により申請してその再交付を受けることができる。

(受給者証の返還)

第15条 受給者の保護者は、第6条第1項の規定による受給者証の更新の申請をしないとき、又は受給者が死亡したとき、若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは、届出書に当該受給者証を添えて市長に返還しなければならない。

(子ども医療費の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正な行為により子ども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成した子ども医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、受給者又は受給者の保護者が受給者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その金額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した子ども医療費の額に相当する額を返還させるものとする。

3 受給者の保護者は、受給者に係る医療費について、高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けたときは、その金額の限度において、その金額に相当する子ども医療費を返還しなければならない。

4 市長は、第3条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者の保護者からその過払い相当額を市へ返還させるものとする。ただし、市長が保険者から過払い相当額を代理受領できた場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年8月1日以降に行われる医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成27年12月28日規則第55号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の山陽小野田市住民投票条例施行規則、山陽小野田市住居表示に関する条例施行規則、山陽小野田市身体障害者福祉法施行細則、山陽小野田市知的障害者福祉法施行細則、山陽小野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、山陽小野田市重度心身障害者医療費助成規則、山陽小野田市特別障害者手当等事務取扱規則、山陽小野田市障害児通所支援及び障害児相談支援に関する規則、山陽小野田市母子生活支援施設入所及び費用徴収に関する規則、山陽小野田市乳幼児医療費助成規則、山陽小野田市ひとり親家庭医療費助成規則、山陽小野田市子ども医療費助成規則、山陽小野田市未熟児養育医療の給付等に関する規則、山陽小野田市介護保険条例施行規則、山陽小野田市生活保護法施行細則又は山陽小野田市営住宅条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。



附 則（平成 28 年 6 月 1 日規則第 40 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 平成 28 年 8 月 1 日以後のこの規則による改正後の第 2 条第 2 項の規定により子どもに該当するに至った者で、山陽小野田市子ども医療費助成規則第 2 条第 3 項の規定により対象者に該当するに至ったものに係る同規則第 5 条第 1 項に規定する受給者証の交付及びこれに関し必要な手続は、同日前においても、行うことができる。

整理番号

福祉医療費受給者証（交付・更新）申請書

（子ども用）

子ども	〒		電話 — —				
	住所 山陽小野田市						
	氏名	生年月日	個人番号	性別	続柄	受給者番号	
		年 月 日		男・女		—	
子どもの健康保険	数字を○で囲んでください						
	1 国民健康保険 2 協会けんぽ 3 健康保険組合 4 共済組合 5 国保組合 6 その他						
	被保険者 (子どもとの続柄)	( )		記号	番号		
発行機関名				資格取得年月日（認定日） 年 月 日			
父母の状況	氏名	生年月日	市外在住の場合 の住所	個人番号	市民税所得割額	税証	写
	父	年 月 日					
	母	年 月 日					
同意事項	<p>1 福祉医療費受給者証交付及び更新要件確認のため、課税状況及び19歳未満の扶養親族の扶養状況を調査すること。</p> <p>2 高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税状況を調査すること。</p> <p>3 保険者から高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けることができるときは、当該申請及び受領について市長に委任すること。</p> <p>4 高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けたときは、市が助成した過払い相当額を返還すること。</p> <p>5 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を市が確認すること。</p> <p>6 山陽小野田市子ども医療費助成規則又はこの規則に基づく指示に違反した場合は、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないときがあること。</p>						
<p>上記のとおり福祉医療費受給者証の交付・更新を申請します。</p> <p>山陽小野田市長 あて</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印 _____</p>							

事由	<input type="checkbox"/> 転入[転入日 . . . ] 前住所 ( ) <input type="checkbox"/> 前年度所得超過 <input type="checkbox"/> 他の福祉医療の消滅 <input type="checkbox"/> 更新未提出 <input type="checkbox"/> 更新時市民税未申告 <input type="checkbox"/> その他 ( )	受付印
開始日	年 月 日	特例該当
備考		

様式第2号（第5条関係）

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">福</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">福祉医療費受給者証</div> （子ども用）		
特記事項		
記号	番号	
受給者	居住地	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
交付年月日	年 月 日	
一部負担割金の 上限額（裏面2）	通院 入院	
発行機関名 及び印	山口県 山陽小野田市長	
福祉医療費負担者番号	8 1 3 5 0 0 9 2	

注 意 事 項

- 1 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 2 一部負担金の上限額は、1か月ごとに保険医療機関等が医療費の請求を行う診療報酬明細書毎の医療保険の自己負担分（入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く）に対して、受給者が支払わなければならない上限額をいいます。
- 3 次の場合には、速やかに市長に届け出てください。
  - (1) 氏名、住所、加入医療保険に変更があるとき。
  - (2) 医療の原因が交通事故等第三者の加害によるものであるとき。
  - (3) 受給者証を紛失したとき。
  - (4) 医療費の助成がある施設へ入所したとき。
  - (5) 生活保護を受けるようになったとき。
  - (6) 他の法令等により医療の給付等を受けたとき。
  - (7) 高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等の支給等を受けたとき。
  - (8) 税の申告等により所得の増額や控除の減額があったとき。
  - (9) 婚姻、離婚したとき（事実婚を含む。）。
  - (10) 個人番号に変更があったとき。
- 4 受給者の資格がなくなったとき又はこの受給者証の有効期間が満了したときは、速やかにこの受給者証を市長に返納してください。

- ◎ この受給者証は、病院・診療所等において、医療保険の自己負担分の全部又は一部を支払わないで受診できるものですから、大切に保管してください（ただし、入院時の食費は自己負担があります。）。

◎ この受給者証は、県外では原則として使用できません。

◎ 偽り又は不正な行為によりこの受給者証を使用したり、市に対する申告や報告が正しくなかったり、また、市長の指示に正当な理由が無く応じなかったときは、医療費の助成が受けられなかったり、既に助成した医療費を返還していただくことがあります。

※この制度は、山口県と共同で実施しています(本市独自事業は除く。)

様式第3号 (第7条関係)

## 福祉医療費交付申請書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

受給者証  
記号番号 山陽小野田市  
申請者  
氏 名 印  
電 話 - -  
受給者名  
受給者番号 -

福祉医療費の助成を受けたいので、証明書類を添付して申請します。

口座振込先	フリガナ			続柄
	口座名義			
	金融機関名等	銀行 労働金庫 信用組合 農協 信用金庫 漁協		
		本店 支店 支所 出張所		
	預金種目	普通預金	当座預金	その他 ( )
店 番		口座番号		

様式第4号（第7条関係）

療 養 給 付 費 証 明 願

保険証記号番号			保 険 名		
受 給 者	住 所	山陽小野田市		男 ・ 女	生 年 月 日  年 月 日
	氏 名				
	個人番号				
	受給者番号	—			
診 療 区 分	年 月 日			入 院 入院外	
医 療 機 関					
このことについて、下記に証明してください。					
年 月 日					
被保険者氏名					印
保 険 者 様					

証 明 書					
医 療 機 関		診察日数	入 院 入院外	日 日	
医療費総額					
他法給付額					
療養の給付	本人負担額				
食 事 療 養	標準負担額	(@ 円× 日)			
上記のとおり相違ありません。					
年 月 日					
保 険 者					印

この証明書は、福祉医療受給者に対する医療費を助成するためのものです。  
 お手数ながらご協力くださるようお願いいたします。  
 なお、本人負担額には、高額療養費、付加給付等支給後の負担額を記入して  
 ください。おって、下記※の欄には記入しないでください。

支給決定額	※ 円
-------	-----

第 号  
年 月 日

様

山陽小野田市長

子ども医療費支給決定通知書

先日申請のありました福祉医療費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定額 円  
支給方法 貴指定口座に振り込みます。

振込予定日：年 月 日

受給者氏名	診療年月日	医療機関等名	総医療費	支給額
-------	-------	--------	------	-----

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山陽小野田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

山陽小野田市 課 係  
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 電話

様式第6号（第12条、第15条関係）

## 福祉医療費受給者証（返還・変更）届出書

1 返還

- 喪失年月日 年 月 日  
○受給者名  
○受給者番号  
○喪失事由
- ・死亡
  - ・生活保護
  - ・転出（転出先 )
  - ・その他( )

2 変更

- 変更年月日 年 月 日  
○受給者名  
○受給者番号

事 由	変 更 前	変 更 後
受 給 者 証 記 号 番 号		
氏 名		
(個 人 番 号)		
住 所	山陽小野田市	
保 護 者 氏 名		
健 康 保 険 証 発 行 機 関 名		
健 康 保 険 証 記 号 番 号		
被 保 険 者 氏 名 (受給者との続柄)		
そ の 他	・高額療養費等の支給 ・所得等の修正申告 ・その他 ( )	

山陽小野田市長 あて  
上記のとおり、届け出ます。

年 月 日

住 所 山陽小野田市  
氏 名  
(TEL ー ) ㊟

第三者の行為による被害届

被害者	福祉医療費受給者証 記 号 番 号		氏 名 (生年月日)	
加害者	氏 名 (生年月日)	( )	住所	電話
被害者の勤務先	名称		所在地	電話
疾病又は負傷の状況	発病又は負傷の 年 月 日	年	月	日 ( 曜日) 時 分頃
	場 所			
	傷 病 名			
	負傷又は事故の 原因及び状況			
自動車事故の場 合	氏 名 保険契約者		自 動 車 の	車 種
	住 所 保 有 者			登録番号
	氏 名 運 転 者			車体番号
	自動車損害賠償責任保険の 証明書記号番号	第 号	保険期間	
	自動車損害賠償責任保険の 契約会社の名称及び所在地			
	任 意 保 険 (対人)の有無	有 ( 保険株式(相互)会社 農業共同組合 ) 、 無		
診療を受けた 医療機関名	当 初	名 称	所在地	
	変 更 後	名 称	所在地	
損害賠償に関する 交 渉 の 経 過				
上記のとおり届け出ます。				
山陽小野田市長 あて 年 月 日				
住所 山陽小野田市				
氏名 印				



念 書

年 月 日（ ）において（ ）  
の不法行為により（ ）の被った負傷について、福祉医療費助成制度に  
よる医療費の助成を受けた場合は、私が損害賠償の請求を行い、助成を受けた医療費  
に相当する額を返還することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 加害者と示談を行う場合は必ず前もって山陽小野田市長にその内容を申し出る  
こと。
- 2 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、  
かつ、遅滞なく山陽小野田市長に届け出ること。

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住所 山陽小野田市

氏名 \_\_\_\_\_

## 福祉医療費受給者証再交付申請書

受給者	住 所	山陽小野田市			
	ふりがな			性 別	続柄
	氏 名			男・女	
	生年月日	年 月 日	受 給 者 番 号	—	
	ふりがな			性 別	続柄
	氏 名			男・女	
	生年月日	年 月 日	受 給 者 番 号	—	
	ふりがな			性 別	続柄
	氏 名			男・女	
	生年月日	年 月 日	受 給 者 番 号	—	
	ふりがな			性 別	続柄
	氏 名			男・女	
生年月日	年 月 日	受 給 者 番 号	—		

福祉医療費受給者証を（紛失・破損）しましたので、上記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申 請 者 住 所 山陽小野田市

氏 名

電 話 —

㊞

様式第1号（第4条、第6条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第12条、第15条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第13条関係）

様式第9号（第14条関係）